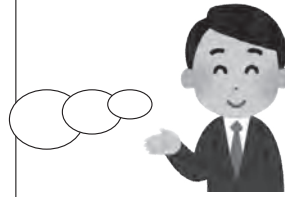




災害のとき、近所とのつながりが大切って聞いたけれど…。

被害を少しでも軽くするには、自分の身は自分で守る「自助」と、周りの人と協力して被害の軽減をめざす「共助」が大切です。

町では、自力での避難が避難が難しい人や、避難に支援が必要な人が、地域で避難支援などを受けやすくするため、災害に備えた共助の取り組みを推進しています。



【避難行動要支援者避難支援等制度】

町で「避難行動要支援者」の名簿を作成し、災害時の安否確認などに使用します。避難行動要支援者本人に、日ごろから避難支援等関係者へ情報を提供することへの同意・不同意を確認します。

◆「同意」の人

避難支援などが円滑にできるよう

に、避難支援リストを平常時から避難支援等関係者に提供します。

◆「不同意」の人

事前の情報提供は行いません。大規模な災害時のみ避難支援等関係者に公表します。

※事前に情報提供ができず、避難支援に時間を要する可能性があります。

要配慮者

災害時に配慮を必要とする高齢者、障がい者、疾病者、乳幼児、妊産婦、外国人など

避難行動要支援者
(左ページ参照)

① 情報提供してよいかを確認

② 同意・不同意

新宮町役場

避難行動要支援者名簿の作成

避難支援等関係者

- 自主防災組織(行政区)
- 新宮町民生委員・児童委員協議会
- 新宮町社会福祉協議会
- 粕屋北部消防本部
- 新宮町消防団
- 粕屋警察署
- 新宮町福祉委員会
- その他の避難支援等の実施に携わる関係者

同意した人

③ 避難支援リストによる「同意」した人の情報提供

災害時の避難支援を円滑に！

避難行動要支援者避難支援等制度

■問い合わせ先
役場地域協働課
☎963-1734(直)

対象となる人に 6月ごろ町から 案内文を郵送します

情報提供への「同意」「不同意」を
回答し、返信用封筒に入れて投函



「同意」と回答した人に、町から
情報提供したことを文書で通知

※変更（在宅から施設入所になった
など）や辞退（支援を希望しなくな
ったなど）など、本人の申し出
による変更などは随時対応します。

※転入者へは町から通知します。「不
同意」の人への再通知も検討して
います。

ハザードマップを 配布します

広報6月号（5月25日発行）に併
せて改定版の「新宮町ハザードマッ
プ」を配布します。

いつでもすぐに確認できるように
しておきましょう。



▲ハザードマップ表紙（イメージ）

避難行動要支援者とは？

新宮町に住民票があり、生活の基盤が自宅である人のうち、
次のいずれかに該当する人

- (1) 介護保険法による介護認定において、要介護度3以上
- (2) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳（次の①～④）
の交付を受けている
 - ① 視覚障害1級、2級
 - ② 肢体不自由1級、2級、3級
 - ③ 聴覚障害2級
 - ④ 内部障害1級、2級^(※1)
- (3) 療育手帳の交付を受けている
- (4) 精神障害者保健福祉手帳（障害等級1級）の交付を受けて
いる
- (5) 70歳以上の一人暮らしの人
- (6) 75歳以上の高齢者のみの世帯の人
- (7) 上記に準じる状態もしくは生活の状態などから支援が必要
であると町長が認める人、しんぐうまちあんしんカー
ド^(※2)を作成している人

(※1) ここでの「内部障害」は、心臓、じん臓もしくは呼吸器
またはぼうこう、もしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイル
スによる免疫もしくは肝臓の機能の障がいを含みます。

(※2) しんぐうまちあんしんカードは、民生委員・児童委員や
福祉委員の協力を得て近所の協力者や情報提供の実施可否な
どを確認するために活用してきました。引き続き、避難支援
が必要である人の情報として活用する計画です。



「避難行動要支援者」と「避難支援等関係者」は、日
ごろからつながりを持っておくことが大切です。

平常時

声かけ、見守り活動、ネッ
トワークづくり、避難訓
練の実施など

災害時

避難支援（情報伝達・避難
誘導）、安否確認など

